

## 安城市における土壤汚染について

株式会社豊田自動織機(刈谷市)が、安城市内の同社安城工場において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

株式会社豊田自動織機

#### (2) 報告年月日

2026年5月28日（木）

#### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県安城市<sup>ね ききょうにしいたに</sup>根崎町西石谷201番の一部

#### (4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

#### (5) 調査結果

##### ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	1.9mg/L (2.4倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0.79～1.42m	2 / 115

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

##### イ 土壤含有量

全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

#### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

### 2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、詳細調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壤溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 3 事業者の連絡先

株式会社豊田自動織機 総務部

住所：愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

電話：0566-22-2511

### 4 調査対象地の概要

#### (1) 面積

11,133m<sup>2</sup>

#### (2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、2007年頃から現在まで、株式会社豊田自動織機の安城工場の敷地の一部として利用されています。今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、同工場内において取扱履歴がありますが、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。また、当該物質に係る漏洩事故等の記録もありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

### 参考

#### ○基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では1.4 mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)